



さわやかな秋の風が心地よく感じられるようになりました。  
さて 2022 年になってから値上げラッシュが続いていますが、10 月は今年最大の値上げ月と大きなニュースになりました。  
小麦や食用油、調味料など様々なものが値上げになり節約を余儀なくされた方も多いのではないのでしょうか。  
ふるさと納税やセールなどを活用して少しでも生活にゆとりができるようにしたいものですね。

## ～全国旅行支援、事業者側の処理は？～

10 月 11 日、Go To トラベル以来の観光需要喚起策である、「全国旅行支援」が、東京都を除く 46 道府県で始まります（東京都は 10 月 20 日から）。

休日の旅行で個人利用する事はもちろん、従業員の出張の際に利用される可能性もあるかと思われます。

今回は従業員が出張した際の事業者側の会計処理を確認します。

### <全国旅行支援>

実施期間……10 月 11 日～12 月下旬（都道府県により異なります）

支援内容……旅費の 40%補助 + 地域クーポン券付与

補助上限額（1 日当たり）…交通付き旅行商品 8,000 円 旅行商品（宿泊のみ）5,000 円

クーポン券額（1 日当たり）…平日 3,000 円 休日 1,000 円

**最大で、交通付き旅行商品を平日に利用した場合、11,000 円の補助（実質割引）を受けることができます。**

上記の補助という言葉が重要で、利用者は旅行代金を直接割引されているわけではなく、あくまでも国から補助を受けているという形となります（旅費の金額は割引していない）。この考え方が会計処理にも影響してきます。

### <会計処理>

前提 1…従業員が出張により、交通付旅行商品の対象となる商品 16,500 円（税込）を購入した。

#### ☆仕訳パターン①

（旅費交通費）15,000 円（現金）16,500 円  
（仮払消費税）1,500 円

#### ☆仕訳パターン②

（旅費交通費）15,000 円（現金）9,900 円  
（仮払消費税）1,500 円（雑収入）6,600 円

#### （1）費用計上額の取り扱い

先程確認した通り、旅行業者が旅行商品の金額を割引するわけではないため、**事業者が計上する旅費交通費額については、40%補助後の 9,900 円（税込）ではなく、補助前の 16,500 円（税込）とする必要があります。**

#### （2）経費精算額の取り扱い

出張後の経費精算の際、従業員に補助金を含めた金額を清算する（補助金の金額を従業員個人に渡す）場合（☆仕訳パターン①）であれば、普段通りの仕訳で問題ございませんが、**補助金を相殺した金額を精算する場合（☆仕訳パターン②）では、差額を雑収入（消費税対象外）として計上する必要があります。**

前提 2…出張の際に、手土産として地域共通クーポンの取扱店舗で 3,300 円（税込）の商品を購入した際に、クーポン券 1,000 円分を使用した。

#### ☆仕訳パターン①

（接待交際費）3,000 円（現金）3,300 円  
（仮払消費税）300 円

#### ☆仕訳パターン②

（接待交際費）3,000 円（現金）2,300 円  
（仮払消費税）300 円（雑収入）1,000 円

前提 1 の場合と同様に、接待交際費の費用計上額については、**割引前の 3,300 円（税込）とする必要があります。あり、クーポン券分を相殺した金額を清算する場合（☆仕訳パターン④）では、差額を雑収入（消費税対象外）として計上する必要があります。**

<後期高齢者医療費の自己負担額引き上げ>

10月1日より、70歳以上の後期高齢者の方の医療費の自己負担額が一定の方を対象として引き上げとなります。

元は、現役並み（課税所得145万円以上）の収入がある方が3割負担で、他の方が1割負担という形式でしたが、

今回の改正により、**2割負担のケースが新たに設けられました。**

2割負担となる条件は、以下の①・②の両方を満たした場合となります。

- ① 課税所得が28万円以上
- ② 年金収入とその他の合計所得金額が、  
単身世帯で200万円以上・複数世帯で合計320万円以上

上記の判断はご自身で行う必要はなく、令和4年9月頃に、後期高齢者医療広域連合または市区町村から、令和4年10月以降の負担割合が記載された被保険者証が交付されるとの事ですので、そちらで負担割合を確認することが出来ます。

また、2割負担の対象となっている場合でも、いきなり医療費が倍になる訳ではなく、**引き上げの影響を抑えるための経過措置が設けられています。**

2025年9月30日までは、実際に**増加する負担額は毎月3,000円が上限**となり、3,000円を超えた負担増加額は、指定の口座に後日振り込まれます。



<最低賃金の改定>

10月より、全国の最低賃金が改定されます。去年は過去最高の上り幅となる全国平均28円の賃上げとなりましたが、今年は去年をさらに上回り、全国平均で31円の上り幅となります。

以下の金額は、最低賃金が最も高い東京都、最も低い沖縄、全国平均の金額です。

東京都	1,072円	(現行 1,042円)	+31円
沖縄県	853円	(現行 820円)	+33円
全国平均	961円	(現行 930円)	+31円

また、改定日は各都道府県ごとに決まっており、最短は東京等で10月1日、最長は岩手県等の10月20日となります。

注意しなければならない点として、**給与の締め日を跨いだ場合でも、改定日以降は改定後の最低賃金で給与計算を行う必要があります。**

かつ、本社と営業所の所在地が違う場合は、**営業所の所在地が最低賃金の適用地域となります**ので、営業所が各都道府県に存在するケースでは改定日の確認を怠らないようにしましょう。

今月のあなたの運勢

✦血液型編✦

A型	B型	O型	AB型
物事を実行に移す前に考えることが大切になります。対人関係は自分本位にならないように心がけましょう☺	自分の心や行動が働きにくく、人に振り回されたり自分自身が混乱しそう。冷静に行動すると順調にいきましょう♪	今までの成果が発揮されそう! 人脈が今後のチャンスに繋がるので多くの人に連絡を取ってみると良いでしょう☺	常識や規律に沿って物事を決めていくとよいでしょう。仕事は頑張り時ですが、プライベートでは息抜きを大切に☺



優経税理士法人

～(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☑http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。